

木材産業体質改善対策事業（継続）

【平成24年度概算決定額 80,000(200,000)千円】

事業のポイント

我が国の木材利用の大宗を占める住宅分野では、プレカット加工の進展等を背景として、品質・性能へのニーズの高まりなどから木材の需要構造の変化が見られる。このような変化に対応し、品質・性能の確かな木材製品を低コストで安定的に供給するため、製材業を営む企業等が実施する設備導入等に対して利子助成やリース料への助成を行います。

（木材産業をめぐる状況）

- ・平成22年の木材自給率は、26.0%（対前年比1.8ポイント減少）でここ数年は上昇傾向で推移しています。
- ・平成19年に改正建築基準法の施行などがあり、品質・性能の確かな木材製品の安定的な供給に対するニーズが更に高まっていますが、建築用製材品に占める乾燥材の割合は約3割にとどまっています。

政策目標

- 木材供給・利用量を平成27年までに55%拡大
1,800万m³（平成21年） → 2,800万m³（平成27年）

<内容>

1. 木材産業の体質強化のための利子助成

木材製品の高付加価値化・低コスト化、経営の多角化等を図るための設備の導入とそれに伴う施設・設備の廃棄等のために必要な資金の借入について利子助成を行います。

2. 木材供給高度化設備のリース導入に対する助成

製材業、木材販売業等を営む企業が、機械設備をリースにより導入する場合、そのリース料の一部を助成します。

<補助率>

- 1 1/2、2/3
- 2 定額

<事業実施主体>

全国木材協同組合連合会

<事業実施期間>

平成21年度～24年度（4年間）

[担当課：林野庁木材産業課]